

日本学術会議幹事会の運営に関する申し送り

2017年9月22日
第23期会長 大西隆

以下は、第24期における幹事会をはじめとした日本学術会議の運営の参考としてもらうために、第23期に幹事会の同意を得て、第23期会長から、第24期会長にお渡しするものです。

1. 財務問題

日本学術会議の予算のうち、会員連携会員の活動に直接かかわるのは、委員等旅費（会員・連携会員の旅費）、及び会員手当、委員手当である。予算と学術会議の活動とは必ずしも連動していないために、委員会等の活動が活発になると、予算が不足することが起こり得る。これに対応して第22期、第23期にとった措置（手当の暫定辞退、旅費節約のためのビデオ会議の公認）については、事務局（管理課）の記録を参考にしていきたい。

特にそのうちで、予防策に当たる、年度初めに旅費・手当を総会、部会（夏季部会を含む）、幹事会、機能別委員会、課題別委員会、分野別委員会、幹事会付置委員会等に割り当てる計画的執行方式を採用し、一定の成果を上げたので、同様の方法、またはその改良法を来期においても毎年度適用することが望ましい。会員選考ための特別な経費がない年度（平成30年度、平成31年度）は、予算不足なりがちなので、注意が必要である。

2. 日本学術会議の移転問題

日学、国土交通省、内閣府で合意した一部移転案をもとに、横浜市等の関係者と折衝するとともに、概算要求を行って、来年度からの一部移転に備えている。これを継承していただきたい。

3. 国際会議などの開催

① ICSU/ISSC 合併に伴う新組織設立総会の開催地として福岡市を提案。今年10月に台北で開催のISCU、ISSCの合同総会で投票で決定の予定。

② SCA 総会・シンポジウム2018を東京（日学）で開催。もともとバングラデシュ・ダッカで開催予定だったが、治安問題から日本政府内から難色が示されたため、2017年6月にマニラで開催されたSCA理事会で、変更を提案し、種々の調整の結果了解されたもの。

4. 委員会等の継続

常置の委員会（会則第16条）以外の委員会及び、すべての分科会・小分科会・小委員会等は、幹事会の下で、長くとも期末を設置期限として、期を跨いで自動的に継続しない。したがって、これらのうち翌期にも継続すべき委員会等について、前期幹事会から次期幹事会へ申し送って、期首に新たに発足させるものとする。この点は、委員会等が惰性で継続することを避けるという観点からも意味のあることと考えられる。

課題別委員会・幹事会付置委員会のうち継続の必要については以下及び別紙のとおりである。

① 第 24 期早々にシンポジウム等を開催するため、また提言の英語版を作成するために、継続を必要とする（この目的で平成 30 年 3 月頃まで）。それ以降の取扱いについては、当該委員会等の意向を踏まえつつ、新幹事会で検討。

- 防災減災・災害復興に関する学術連携委員会

（日学が中心となって、外部に設立した防災学術連携体との連携、「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針」に基づく平常時の活動としてこうした委員会の活動は必要）

- 科学技術を生かした防災・減災政策の国際的展開に関する検討委員

（UNISDR、IGSU・IRDR、その他国際機関との連携によって防災減災の活動を日学が推進するという観点から必要）

- 医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会

（第 23 期にまとめた提言の英語版を作成して、対外発信するという観点から必要）

② 幹事会による直接的な課題への対応を継続する（少なくとも、もうしばらくは）という観点で継続設置が望ましい課題別委員会

- 科学研究における健全性の向上に関する検討委員会（課題の重要性）

- 科学者に関する国際人権問題委員会（課題の重要性）

- 大学教育の分野別質保証委員会（いくつかの分野での審議が継続中）

- フューチャー・アースの推進に関する委員会（国際的な取り組みに対応するため）

③ 安全保障と学術の問題に関する継続的審議の観点からの対応

i. 今期の「声明」の最後の部分（下記）を踏まえて、第 24 期における審議態勢を整えること

ii. その際、科学者委員会（場合によって科学と社会委員会と合同で）に、審議する分科会を設置する案、課題別委員会を新設する案等が考えられること

「研究の適切性をめぐっては、学術的な蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要があり、個々の科学者はもとより、各研究機関、各分野の学協会、そして科学者コミュニティが社会と共に真摯な議論を続けて行かなければならない。科学者を代表する機関としての日本学術会議は、そうした議論に資する視点と知見を提供すべく、今後も率先して検討を進めて行く。」

④ 幹事会附置委員会

移転検討委員会、外部評価対応委員会、広報委員会の 3 つの幹事会附置委員会については、再設置によって継続することが望ましい。

5. 委員会等の設置及び委員の委嘱

日本学術会議の委員会等の設置、及び委員の推薦移植は、日学会則第 16 条第 1 項・第 3 項、同第 27 条第 1 項（委員会、分科会等の設置）、及び日学運営内規（運営に関する内規）第 12 条（委員の推薦、委嘱）等に従って行う。

期首には、これらの案件が集中することになる。一方で、適任者を推薦するためには、部などが少し時間をかけて、会員・連携会員の中から適任者を見出すことが必要である。

このため、第23期では、第22期からの申し送りで設置を求められている委員会等は、総会時の幹事会で設置を決めたが、委員について、特段の事情がある場合を除いて少なくとも数週間の期間をとって、総会以降の幹事会で審議決定した。また、委員を追加することも可能なので、スピード感と慎重な推薦のバランスをとって委員会等を発足させていくことも必要である。

4①のケースについては、第23期のメンバーを継続させることによって、なるべく早く発足させることが好ましいが、その他については上記を踏まえて対応することが考えられる。